

## 令和4年度第9回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年12月9日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時48分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	10番	亀尾 和男		11番	井田 厚美	
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也                      事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	2人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (3) 農地の復元状況の報告について (4) 全国農業新聞の普及推進結果について
その他	令和5年農作業標準料金策定協議会について 令和4年度第10回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	ただいまより、令和4年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。局長は12月定例議会出席の為、本日は私が進行をさせていただきます。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	= 省略 =
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、10番 亀尾和男委員、11番 井田 厚美委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m <sup>2</sup> 合計：田 1筆 m <sup>2</sup> 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m <sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積： m <sup>2</sup> さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円、全体で 円と聞いています。
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。質疑に入らせていただきます。
	秦野委員	私が知っている限りでは、 さんは、水稲だけしか作っておられないと思いましたが、申請地の現況地目は畑ですが、畑として利用されるのですか。
	局長補佐	この農地で、畑として飼料作物、種類はイタリアンの作付けをされると聞いております。
	秦野委員	販売されるのですか。
	議長	販売はされません。保全管理状態よりも、何か作付けをした方が良いと言う事で、イタリアンを作付けして、 に提供していただける予定です。再生協議会で幾らに決まるか分かりませんが、補助金の関係もあります。本日許可が出ましたら、明日からでも種撒きをされるそうです。
	秦野委員	分かりました。
	田邊委員	この農地は、今年の1月1日に さんから さんに相続により譲り渡されているようです。私の認識では、昔は の農地であったと思いますが、その辺の農地の流れのいきさつを教えていただけませんかでしょうか。
	議長	私から説明いたします。 になります。 さんと言う方が、勤めていた会社を辞めて の栽培を始められました。当時、 同じ時期に

		買わせて欲しいと言う申し出があり、この農地から さんに譲り渡したという経緯があります。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 4 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m <sup>2</sup> 合計：田 1 筆 m <sup>2</sup> 契約種別：所有権移転 売買 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：太陽光発電設備 譲渡人： 譲受人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a あたり 円、全体で 円と聞いています。
	議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日、午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、岩指委員、田邊委員、亀尾委員、潮局長補佐、私の 7 名で現地調査を行いました。 現地調査資料の 3 ページをご覧ください。場所は、 を に入った所の農地になります。 4 ページの公図をご覧ください。申請地が赤線で囲ってあります。道とあるのは町道です。 5 ページの土地利用計画図をご覧ください。左側が山側になります。パネルは山側に向けて設置されますので、周辺の住宅には影響が無いようになっています。近隣の住民の方には説明がしてあります。 6 ページの排水計画図をご覧ください。山の方から下に向かって深い水路があります。以前に見に行った時に、右側の上から下に向かう水路が埋まっていたのですが、本日の調査で、泥が上げてあって、ちゃんと流れるようになっていることを確認しました。 近隣の住宅に迷惑がかかる事も無いようですし、問題はないと確認しました。
	議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	まず 1 点目にお聞きしたいのは、近隣の住民の方には説明をされているようですが、 集落の区長さんをはじめ、集落説明会がなされているかどうか。 2 点目は、 の方ですが、草刈りなどの管理はどのようにされるのですか。 3 点目は、許可されますと、農業委員会から手が離れるわけです。今は中国電力も高く買い取りしませんので、採算が合わなくなったりして、廃材置き場

		にされたり、どこかに転売されたり、思わしくない事態が発生するのではないかと懸念されます。 の区長さんと、 との間で、何か問題があった場合には、お互いに協力しあうと言うような、何か覚書のようなものを交わされておいた方が良いでしょうと思います。
	局長補佐	<p>集落説明会については、規模が小さいということで開いておられませんが、近隣の目に見える範囲の住宅には1軒1軒回って説明をされていると聞いております。</p> <p>草刈りについては、年3回、5月、8月、11月に行うと、書面で交わされています。事業所が にもあるそうで、そちらの方から業者に委託して草刈りをされると聞いております。</p> <p>3点目ですが、閲覧に出しておりましたが、撤去に関する誓約書を頂いています。(契約書の朗読)</p>
	田邊委員	小さな規模であっても、集落の皆さんがある程度の情報共有をされるのは大事ではないかと思えます。是非、その辺の話合いを進めてもらえたらと思えます。
	議長	<p>小さな規模のものは、集落説明会は、町のガイドラインの中で求められていません。発電出力が50kwを超えますと集落説明会などを行うように指導目標が入っています。農林水産省は、農地を潰してまでの太陽光発電設備の設置をよしとはしていませんが、経済産業省の方は、電気が足りないので奨励しています。現状、経済産業省の方が強いです。農地を守る立場として、これで良いのかと言う思いはありますが、法的な指導の中で、そのようなものは求められていません。我々は法に従わなければいけません。自然エネルギーについては、日本は非常に重要視しております。併せて、農業者の高齢化も加わって、まだまだ増えるのではないかと考えております。我々も勉強をして、法律の範囲内で許認可を出さなくてはなりません。そのようなご理解をお願いします。</p>
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	<p>議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』と議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、私の親族が関係していますので、一緒に上程して、質疑の後、それぞれについて議決をお願いしたいと思います。まずは、議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』提案者より説明を求めます。</p>
議案第4号 農用地利用配分計画の意見照会について	局長補佐	<p>農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。</p> <p><b>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書5～10頁)】</b></p> <p>整理番号 105番～110番      設定を受ける者： 6名      設定をする者： 6名      設定をする土地： 11筆 計 11,779㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合      整理番号 485番      設定を受ける者： 1名</p>

	<p>設定をする者 : 1名  設定をする土地 : 4筆 計 4,701 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合には、産業課より説明させていただきます。</p>
議長	質疑を受けます。
黒木委員	整理番号109番の賃借料が、とても高いように思います。経緯を教えてください。
局長補佐	10aあたりに換算すると 円で高く感じますが、面積が m <sup>2</sup> ですので、実際の支払額は年間 円で最低額に近いです。ちなみに、更新で、前回も同じ金額でした。
市川職務代理	今回から、議案書の10aあたりの賃借料の表示が変わっています。そこを説明されたら分かりやすいのではないのでしょうか。
局長補佐	前回も同じような質問がございました。分かりやすくする為に、今回から2段書きで、上段に10aあたりの金額、下の括弧内が実際の支払額と言うように表示させていただきました。説明が遅れて申し訳ありませんでした。
黒木委員	分かりました。
庄倉委員	整理番号106番についてお聞きします。新規で、所有者の方が の方ですが、今まではどのように管理をされていたのですか。 もう1点、整理番号105番の さんについてお聞きします。8ページに農業専従者1名となっていて、この方のことだと思いますが、認定農業者か何かになっておられる方ですか。
局長補佐	整理番号106番については、以前は さんが所有されていましたが、この度お亡くなりになられて さんが相続されました。この農地は、今までも さんが耕作をされていました。実際は再設定のようなものですが、所有者が変られたので新規扱いとなっています。 整理番号105番については、農業専従者の1名はお父様で、 さんは認定農業者ではありません。
議長	整理番号106番について補足説明いたします。この農地は、以前より さんが耕作をされていました。前の所有者である さんは の方でしたが、南部町に行ったり来たりしておられて、地区のお付き合いもされていました。先般、お亡くなりになられて さんが相続をされました。引き続き さんが耕作されます。
亀尾委員	さんの家自体はこちらにあるのですか。
議長	さんは でした。息子さんは仕事の関係でおられました。家は南部町にあります。
亀尾委員	ありがとうございました。
田邊委員	整理番号108番の さんについて質問します。面積が m <sup>2</sup> ですが、隣地も耕作されているのか。それから、コンバインを所有されていませんが、どのようにされているのか、2点を確認させてください。
局長補佐	申請地の隣は さん所有の農地で、一帯で耕作するために借りておられます。
井上委員	補足説明をさせていただきます。コンバインの件ですが、近くの さんがコンバインを持っておられて、毎年そちらに依頼して刈取りをしてもらわれています。
庄倉委員	刈取りは頼まれていると言う事ですが、賃借料は0円ですが、刈取り代は、

	所有者、耕作者のどちらが支払っておられますか。
井上委員	どちらが支払っておられるか確認はしていません。通常は、耕作者が支払われて、米の販売もされているので、そうではないかと思います。
庄倉委員	米代金でコンバイン代を支払っているという理解でよろしいですか。
議長	利用権設定における賃料は、使用貸借なら使用貸借、賃貸借なら賃貸借、米代金や刈取り代などは別個に考えていただかなければいけません。
庄倉委員	刈取り代は、           さんが払われると言う事ですね。
議長	依頼者が払われるのが当然です。
庄倉委員	分かりました。
議長	他にございませんか。議案第3号『農用地利用収集設計計画案の決定について』整理番号485番を除いてご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	意義なしと認め、議案第3号『農用地利用収集設計計画案の決定について』整理番号485番を除いて議決、承認されました。
	(産業課 前田主幹入室)
議長	続きまして、議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程いたします。提案者より説明を求めます
前田主幹	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書12～13頁）】
議長	質疑を受けます。
糸田委員	整理番号1番についてですが、この           さんと、           さんの農地は、昨年、           さんが利用権設定で借りて畑地として利用されていましたが、1年で解約をされて、今回の申請になった経緯を教えてください。
議長	私から説明をさせていただきます。           さんが借りて           を作っておられました。会社とは別に人を雇って耕作をされていましたが、採算が合わず、農業を縮小したい。この農地を返したいが、どのようにすればよいかとの相談がありました。まずは、所有者さんにその旨をお伝えして、今後、どうするか伺うことにしました。           さんは、息子さんが           から帰られたばかりで、農機具も持っていないし、返されても耕作は無理とのご返事でした。           さんは、ご高齢で一人暮らしの方です。ここも耕作は無理で、出来れば売りたいとおっしゃっていましたが、直ぐに売買というわけにはいきません。お二人とも大変困っておられましたし、荒廃地になってはいけませんので、           が借りて耕作することになりました。 これから、高齢化や、経営不振などで、借りていた農地を返すケースは増えてくるのではないかと思います。農業委員、推進委員の皆様は、相談を受けられましたら、次の耕作者を見つけるなり、責任を持って対応をしていただきますようお願いいたします。我々委員が耕作せざるを得ないことがあるかもしれません。
糸田委員	ありがとうございました。
議長	他にございませんか。議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』整理番号2番について、ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしと認め、『議案第4号農用地利用配分計画の意見照会について』整理番号2番は議決、承認されました。 整理番号1については私の親族の案件になりますので、私は退室をして、議長を市川職務代理に代わります。

		(恩田会長退室し、市川職務代理と議長交代)
	議長(市川職務代理)	案第3号『農用地利用収集設計計画案の決定について』の整理番号485番、及び議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』の整理番号1番についてご異議ございませんか。
	亀尾委員	前回の総会で さんが借りられた農地を、今日の現地調査の際に見ました。とてもきれいにしており、有効利用されることは大変良いことだと思います。
	議長(市川職務代理)	貸借の許可後も、我々委員は、ちゃんと耕作管理されているか確認することは大事な事で有ると思います。参考意見としてお伺いします。他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長(市川職務代理)	異議なしと認め、案第3号『農用地利用収集設計計画案の決定について』の整理番号485番、及び、議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』の整理番号1番については、議決、承認されました。
		(恩田会長入室、市川職務代理と議長交代及び前田主幹退室)
5. 報告事項 (1) 使用貸借の合意解約について  (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について  (3) 農地の復元状況の報告について  (4) 全国農業新聞の普及推進結果について	議長	5. 報告事項に入りますが、この後に別の会がございますので、一括上程をしてもご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議がございませんでしたので、一括で説明をお願いします。
	局長補佐	<p>【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読(議案書14頁)】</p> <p>1番は議案第3号の整理番号483番に係るものです。2番は同じく整理番号484番に係るものです。</p> <p>【(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について朗読(議案書15～16頁)】</p> <p>【『(3) 農地の復元状況の報告について』概要朗読(議案書17頁)】</p> <p>(4) 全国農業新聞の普及推進結果についてですが、別紙4になります。9月の総会で、全国農業新聞の新規購読者の推進をお願いしました。南部町の推進目標は5部でしたが、11月20日期限で4部の申し込みがあり、ほぼ目標近くまで届きました。皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
	議長	報告事項について、皆様よりご質問はございませんか。無いようですので報告を終わります。
6. その他 令和5年農作業標準料金策定協議会について	議長	その他、『令和5年農作業標準料金策定協議会について』説明をお願いします。
	局長補佐	<p>令和5年農作業標準料金策定協議会について説明いたします。来年の1月19日、木曜日、午前10時より、3階のまんてんホールで開催をする予定でございます。18ページをご覧ください。毎年1月に、その年の作業料金を決定しております。参考に令和4年のものを添付しております。19ページには、策定協議会の委員名簿を記載しております。協議会規則によりまして出ていただいておりますけれども、昨年から変わられた方が3人いらっしゃいます。備考欄に新任と書いてある方でございます。(新任の方を読み上げ)</p> <p>さんは さんとなっておりますが、年が変わり新しい方になる場合があるかもしれないと言う事ですので、その際は改めて名簿を作り直させていただきます。また、対象の委員の皆さんには、本日案内文書を配らせてい</p>

		<p>ただいています。中にアンケート用紙が入っている方は、期日までに回答を事務局まで提出していただきますようお願いします。</p>
令和4年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	<p>令和4年度第10回南部町農業委員会総会は、令和5年1月10日（火）に開催します。</p>
その他	局長補佐	<p>本日、来年度の農業委員会手帳をお配りしています。身分証明書につきましては、現在使われているものと差し替えをお願いします。</p> <p>また、利用権設定の更新案内をお配りしていますので、よろしく願いいたします。その際には、意向等も確認していただき、活動記録に記載をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
8. 閉会	議長	<p>これにて、令和4年度第9回南部町農業委員会総会を閉会致します。</p>